

川本町介護予防拠点施設悠湯プラザ指定管理者募集要項

令和7年12月

川本町

# 川本町介護予防拠点施設悠湯プラザ指定管理者募集要項

## 1 指定管理者募集の趣旨

川本町では、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第42号）第3条の規定に基づき、管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 2 施設の概要

ア 名 称	川本町介護予防拠点施設悠湯プラザ
イ 所 在 地	川本町大字湯谷781番地2
ウ 施設の概要	
・建築年次	平成12年9月
・構 造	鉄骨2階建
・建物面積	204m <sup>2</sup>
・施設内容	トレーニングルーム、健康教室、交流室、工作室、創作展示室、ホール
エ 参 考	令和6年度年間利用者数 ・悠湯プラザ通所 574人

## 3 施設の設置目的

在宅の高齢者等に対し、通所による各種サービスを提供することにより、高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として整備されました。

## 4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
  - ア 高齢者の健康増進事業に関する業務
  - イ 生きがい活動支援通所事業に関する業務
  - ウ 趣味創作活動事業に関する業務
  - エ 介護予防事業及び介護知識普及事業に関する業務
  - オ 施設開放交流事業に関する業務
  - カ その他必要と認める事業に関する業務
- (2) 施設の管理に関する業務
  - ア 施設及び設備の保守点検
  - イ 施設の清掃に関する業務
  - ウ 施設の保安警備に関する業務
  - エ 備品類の管理

### (3) 留意事項

- ア 業務の内容の詳細は、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザ管理業務仕様書を参照してください。
- イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。業務の一部について、専門の事業者に委託することができます。
- ウ 施設の利用は、川本町が実施する、通所型ミニデイサービス事業（毎週火曜日から金曜日）の利用を優先します。

## 5 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間を予定しています。

## 6 管理に関する経費

### (1) 管理運営経費

指定管理者は、川本町からの委託料により管理運営することになります。

年間委託額	1, 206, 300円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)
光熱水費	(電気・水道)
燃料費	(灯油)
委託料	(清掃、浄化槽、消防設備)
手数料	(浄化槽検査)
修繕費	
賃借料	(A E D)
消耗品費	(清掃用品、トイレ用品等)
保険料	(賠償保険料)
人件費	

ア 委託料は指定管理業務の変更や災害等の不可抗力により発生した損害等の特別な場合を除き、令和8年度の額と同額とします。

イ 町が示した要求基準を満たして指定管理業務を実施する中で、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。

ウ 上記委託料は、施設の維持管理に関するもののみですので、提案された業務内容により、川本町の経費負担が必要とされる場合は、別途協議することとします。(ただし、福祉等に係る計画や施策などに照らし、真に必要と考えられる場合に限ります。)

## 7 応募資格等

### (1) 応募資格

指定管理者の応募資格は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要で

す。

- ア 町内、若しくは連携中枢都市圏制度に基づく広島広域都市圏内に事業所を置く又は置こうとする法人又はその他の団体であること。（その他の団体とは、本町内に事務所を有し、団体の構成員の半数以上が本町の住民であることとします。）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加資格のないもの）の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（不正等により一般競争入札の参加を停止されている者）のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- オ 建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- カ 国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に指定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

#### （2）複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等の共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。  
なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
- イ 当該コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり又は単独で申請することはできません。
- ウ 9（1）提出書類のウからキについては、構成員ごとに提出してください。

#### （3）応募資格の留意事項

- ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。
- イ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。応募時に設立していなくても応募できることとしますが、川本町が別に指示する日までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出していただきます。

## 8 募集要項の配付期間等

#### （1）配付期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月25日（水）までの毎日、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

#### （2）配付場所

郵便番号 696-8501

住 所 島根県邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場  
担 当 課 健康福祉課  
電 話 0855-72-0631 (代表) 0855-72-0633 (直通)  
F A X 0855-72-0635  
※川本町ホームページからもダウンロードできます。

### (3) 公募に関する質問

公募要領及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間	令和8年1月7日（水）午後5時まで ※土・日・祝日は除く
イ 受付方法	別添の質問票を電子メール又はファクシミリ等で川本町健康福祉課まで提出してください。
ウ 質問に対する回答	質問された団体には、随時メール又はFAXで回答します。 なお、公平を期すため原則として、すべての質問事項及び回答内容をHPに掲載します。 健康福祉課 電 話 0855-72-0633 FAX 0855-72-0635 メール kenkou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

※現地確認を希望する場合は個別に対応しますので担当までご連絡ください

## 9 申請の手続き

### (1) 提出書類

ア 川本町公の施設の指定管理者指定申請書(川本町公の施設の指定管理者指定の手続き等に関する条例施行規則(平成16年川本町規則第19号。以下「規則」という。) 第3条に定める様式

イ 事業計画書

- ①指定管理者に応募する理由
- ②施設の維持管理運営計画
- ③高齢者の健康増進計画
- ④生きがい活動支援通所計画
- ⑤趣味創作活動事業計画
- ⑥介護予防・介護知識普及事業計画
- ⑦施設開放交流事業計画
- ⑧職員研修の実施計画
- ⑨個人情報の保護対策
- ⑩苦情等の処理対策と未然防止対策
- ⑪施設管理の体制(組織体制、責任者の略歴、雇用計画等)
- ⑫防犯、防災対策
- ⑬緊急時(利用者の事故又は災害等)の連絡体制及び対策
- ⑭施設の現状に対する考え方及び将来展望(中長期的な経営方針)
- ⑮類似施設における管理運営の実績
- ⑯申請者の指定管理の実績等

- ウ 団体等の定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- エ 直近の過去3年間の事業報告書、決算諸表（収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、正味財産増減計画書等）及び財産目録又はこれに準ずる書類
- オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- カ 団体の概要を記載した書類
- キ 印鑑証明書及び納税証明書
- ク 指定管理に係る収支予算書
- ケ グループ申請の場合に必要な書類

- ①グループ申請理由書（グループ申請する目的や必要性、構成員の選定経緯等）
- ②構成団体及び役割分担を記載した書類

(2) 提出部数

正本1部及び副本5部

提出する書類は、パンフレット等を除き原則としてA4版で作成してください。

(3) 提出期限

令和8年1月15日（木）午後5時まで。

郵送の場合は令和8年1月15日（木）午後5時必着とします。

(4) 提出先

郵便番号 696-8501

住 所 島根県邑智郡川本町大字川本545-1 川本町役場

担当課 健康福祉課

電 話 0855-72-0631（代表） 0855-72-0633（直通）  
F A X 0855-72-0635

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請にあたっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しません。
- イ 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 内容確認のための面談を求めることがあります。
- エ 事業計画書の内容等についてプレゼンテーションをしていただきます。

## 10 指定管理者の審査の基準及び選定方法

(1) 審査基準

- ア 高齢者の健康増進事業を促進するものであること。
- イ 生きがい活動支援通所事業を促進するものであること。
- ウ 趣味創作活動事業を促進するものであること。
- エ 介護予防・介護知識普及事業を促進するものであること。
- オ 利用者へのサービスの向上が図られるものであること。
- カ 町の負担額を軽減するものであること。
- キ 施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ク 施設管理の計画、内容（受付、清掃、警備など）
- ケ 施設管理に必要な人員配置計画

- コ 年間事業計画に関する理念、基本方針
- サ 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯、衛生）
- シ 公共性についての取組（住民や地域団体、企業、自治体との協働や連携した事業展開など）
- ス 指定管理者自らが投資し提案する事項は、施設のより有効かつ適正な管理が図られるものであること。

## (2) 選定方法

- ア 川本町指定管理者候補選定委員会において、審査基準に基づく書類審査に加え面接審査又はプレゼンテーションによる審査を行います。
- イ 選定は令和8年1月21日に行います。
- ウ 選定結果は申請者全員に書面で通知します。
- エ 正式の指定は町議会の議決により決定します。
- オ 正式に指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかつた申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

## 1.1 留意事項

### (1) 応募に係る詳細

応募に係る詳細については、管理業務仕様書によるものとします。

### (2) 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

### (3) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

### (4) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

### (5) その他

- ア 選定事業者が、正当な理由もなくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の決議後においても指定をしないことがあります。
- イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。また、この場合に管理運営の準備のために要した経費等については、町は負担しません。
  - ・資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
  - ・著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

## 1.2 問合せ先

郵便番号 696-8501

住 所 島根県邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場

担当課 健康福祉課

電 話 0855-72-0631（代表） 0855-72-0633（直通）

FAX 0855-72-0635

別紙1

## 指定管理者募集スケジュール

□令和7年12月10日（水）	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・募集要項の配付開始</li><li>・資料提供等の開始</li><li>・質問受付開始（質問票）</li></ul>
□令和7年12月25日（水）	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・募集要項の配布終了</li></ul>
□令和8年1月7日（水）	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・質問受付締切 午後5時まで</li></ul>
□令和8年1月15日（木）	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・応募書類の提出締切 午後5時まで</li></ul>
	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・資格審査、書類審査</li></ul>
□令和8年1月21日（水）	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・面接審査及びプレゼンテーション</li><li>・指定管理者の選定</li><li>・候補者と協定内容の協議開始</li></ul>
□令和8年1月下旬 町議会臨時会	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の議決</li></ul>
□令和8年4月1日	■ <ul style="list-style-type: none"><li>・協定書締結</li><li>・指定管理者による管理運営の実施</li></ul>